

立川市建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準

(運用方針)

第1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の定めに関し、第2に定める基準に該当するものは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認定審査を行うものとする。

(基準)

第2 第1に定める基準とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号に該当し、かつ、敷地と道路との間に次のいずれかに該当するものが存在する場合で、避難及び通行の安全上支障がない道路に、有効に接続する幅員2メートル以上の通路が確保されている敷地であること。
 - ア 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路
 - イ 地方公共団体が管理する認定外道路等
 - ウ 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地で、事業者の承諾又は同意が得られたもの
- (2) 規則第10条の3第1項各号に該当するもののうち、使用に係る管理者の同意が得られた幅員4メートル以上の学校周囲道で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく維持管理されていると認められるものに2メートル以上接する敷地であること。
- (3) 規則第10条の3第1項第2号に該当するもので、次に該当する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地であること。
 - ア 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第82条に適合するもの
 - イ 立川市道路位置指定の手引き（令和元年8月1日改定）第4に適合するもの

(その他)

第3 この認定基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この認定基準は、令和元年9月1日から施行する。